

次世代起業家育成共創プロジェクト業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

1 業務名

次世代起業家育成共創プロジェクト業務

2 業務場所

守山市役所ほか

3 業務の目的

本市では、地方創生総合戦略の柱に「起業家の集まるまちづくり」を掲げ、地域や民間の取組への積極的な支援、地域内における起業・挑戦を支援する機運の醸成や受入体制作りを進めてきました。

こうした中、昨今、社会を取り巻く環境が多種多様に変化するなか、本市においては、令和6年度より「守山を実証実験のフィールドに」をキーワードに、地域・社会課題解決などにつながる実証実験を支援し官民連携のまちづくりを推進することが求められています。

本業務では、本市の将来を担う若い世代への起業家教育や中高生・大学生および地域や企業との交流によるワークショップ等の連携機会創出を通して、本市で起業する人材や本市を軸に新たな価値を創造できる人材の育成・発掘を目的に実施するものです。

4 業務内容

別紙「次世代起業家育成共創プロジェクト業務特記仕様書」のとおり

5 見積上限価格

金 1,800,000 円（消費税および地方消費税を除く。）

6 履行期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

7 参加資格要件

法人または事業を営む個人・その他の団体（代表者又は管理人の定めがあるもの）であり（国・地方公共団体は除く）、次の条件を満たす者。

(1) 実績

ア 業歴3年以上の法人または事業を営む個人

イ 令和3年4月1日以降、公告日の前日までに完了している国または地方公共団体および民間における同種・類似の学生を対象とした業務実績を2件以上有すること。

(2) 企画・調整・運営および情報発信等

ア 本業務趣旨を理解し、業務期間を通じて企画から必要な地域、関係機関、施設等との交渉や調整等の運営・支援および情報の発信までを一気通貫で受注者により行える者

イ その他各種法令を遵守の上、仕様書に基づくプログラムが展開できるよう、必要機関との調整をできる者

(3) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記7(1)から(3)の参加資格要件をすべて満たすものを指名する。

9 参加申込みおよび受付

(1) 参加申込みおよび受付の方法

本募集要項 10 で掲げる提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

(2) 受付場所

守山市 都市経済部 企業連携室

(3) 受付期間

令和 6 年 4 月 24 日(水)から令和 6 年 5 月 24 日(金)正午まで

10 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、本要項、仕様書および守山市財務規則(昭和 39 年規則第 6 号)等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(発行後 3 か月以内・写し可・1 部ずつ)なお、令和 6 年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、下記(4)から(7)は不要とする。

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書
- (2) 提案者概要書および実施体制調書(提案様式 2、3、4)
- (3) 工程表および見積書(提案様式 5、6)
- (4) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本【法人の場合】
- (5) 身元証明書【個人の場合】
- (6) 印鑑証明書(発行日から 3 カ月以内)
- (7) 納税証明書(税金の未納のないことを示すもので発行日から 3 カ月以内)
- (8) 委任状(支店等と取引をする場合)

注) 上記(7)納税証明書について

ア 国税：直近年度の国税(法人税ならびに消費税および地方消費税)、市町村税の完納証明書

イ 都道府県税：法人事業税、法人都道府県税

ウ 市町村税：法人市町村税、固定資産税

【補足説明】

※ 1 国税に未納がないことを証する書類は、原則として「その 3 の 2」または「その 3 の 3」。「その 3」の場合、消費税および地方消費税のほかに、所得税または法人税の選択が必要。

※ 2 市町村税の完納証明書は本店および本プロポーザルに参加しようとする支店等所在地の市町村等に未納がないことを証する書類。

※ 3 市町村税の完納証明書の書式がない場合は、直近 1 年分の納税証明書を添付することとし、法人の場合は「法人市町村民税、固定資産税」、個人の場合は「市町村民税、固定資産税」に未納がないことがわかるものとする。

11 プロポーザルの実施概要

(1) 提案時期

令和6年5月24日(金)正午を提案書提出期限とする。

(2) 実施要項の入手方法

令和6年4月24日(水)、守山市都市経済部企業連携室窓口にて配布するとともに、本市のホームページ(守山市契約検査課令和6年度役務)に掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限る。

(3) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実施要領』のとおり。

・実施要項発表	令和6年4月24日(水)
・質問締切	5月1日(水)
・質問回答	5月10日(金)
・提案書提出期限(必着)	令和6年5月24日(金)
・審査(予定)	5月29日(水)
・最終審査結果通知(予定)	5月31日(金)

12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書(提案様式7)にて、令和6年5月1日(水)午後5時までに上記9(2)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等(当日消印有効)によるものとする(提出された場合には、受信確認の連絡をすること)。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市のホームページで5月10日(金)を目途に掲載する。

13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市 都市経済部 企業連携室 担当:杉本(悠)

電話 077-582-1165

FAX 077-582-6947

E-mail kigyorenkei@city.moriyama.lg.jp